

学生野球資格回復制度の概要

2013年度からプロ野球と学生野球の双方の取り組みによる「学生野球資格回復制度」が始まりました。これにより、元プロ野球関係者が学生野球（大学・高校）を指導する道が大きく開かれました。

= 学生野球資格回復から学生指導までの道のり =

学生野球資格回復には、NPB主催の「NPBプロ研修」と日本学生野球協会主催の「学生野球研修」の全講義を受講しなくてはなりません。

各研修会の修了証受領後、各自が「学生野球資格回復審査委員会」に「適性審査申請」を提出し、日本学生野球協会から認定されることで学生野球資格の回復が実現します。

Step1

NPBプロ研修受講

- ▶ 受講形式：eラーニング受講
- ▶ 受講期間：12月1～14日
- ▶ 講座数：4講座 ※テストあり

Step2

学生野球研修受講

- ▶ 受講形式：eラーニング受講
- ▶ 受講期間：12月15～28日
- ▶ 講座数：12講座 ※課題提出あり

Step3

学生野球 適性審査

申請書
一式

日本学生
野球協会
審査機関

適性審査後、資格認定

Step4

学生野球 指導登録届

出身校
以外で
指導の
場合

指導登録届
webサイト
へ登録

(公示) 公益財団法人日本学生野球協会webサイトにて資格回復者の公示
指導先の学校責任者と合意の上、学校管理下での指導が可能

★★学生野球指導実現★★

プロ野球出身者の皆さまへ

学生野球資格回復には、研修会の受講とその後の諸手続きが必要です。一つひとつのお手続きに十分にご注意いただき、学生野球指導の実現に向けてご研鑽ください。
ご不明な点は、お気軽にお問合せください。

受講資格

日本野球機構傘下または日本独立リーグ野球機構傘下のプロ球団に所属したことのある方（既退団者）
研修会までに球団を退団することが明らかな方（退団見込者）
球団在籍中に研修を修了させ退団後すぐに資格回復を目指す方（現役）

- ・【選手/監督/コーチ】当年度退団見込みの方、または現在球団に在籍中の方で、退団後すぐに学生野球資格の取得を目指す方は、在籍期間中でも研修を受講することができます。ただし、球団在籍期間中は学生野球の指導はできません。退団後にStep3の「適性審査」の申請を行い、認定証が交付されるまでは資格回復が認められませんのでご注意ください。研修修了証は適性審査の申請に必要となりますので大切に保管してください。※ユニフォーム組（選手、監督、コーチ）ではない球団スタッフ、職員の方は退団と同時に学生野球資格が回復します。本制度でのお手続きは必要ございません

行程

研修受講から

資格回復認定→指導登録→資格喪失→再度の資格回復

- ・【①募集期間】 10月7日～12月5日
- ・【②研修会】 NPBプロ研修：4講座 学生野球研修：12講座 ※eラーニング形式で受講
- ・【③適性審査】 申請書類一式を提出 ※研修を修了しただけでは学生指導はできません。研修後に日本学生野球協会に申請を行い、認定を受けた方（適性認定者）が指導可能となります。
- ・【④指導登録届】 認定後、出身校以外で指導する場合に提出 ※指導に赴く都道府県や自身の略歴などを所定のwebサイトから登録しなければなりません。
- ・※「NPBプロ研修修了後、学生野球研修の修了まで手続きが進まなかった方」「学生野球研修修了後、適性審査の申請まで進まなかった方」は、手続の途中から再開することができます
- ・【⑤資格喪失届】 適性認定者が再びプロ球団の所属となる場合に提出 ※資格喪失をした方が球団退団後、再び学生野球資格の回復を希望する場合は、再申請のお手続きが必要です（書類申請のみ）。（注）スクールでの一時的指導など、球団との契約関係が常態でないと判断できる方については、球団在籍者とはみなさず、資格喪失とはならない場合がございます。詳しくは事務局へお問合せください。

退団証明書

退団証明書の発行

- ・【お願い】「③適性審査」の申請書を日本学生野球協会に提出する際、最終所属球団の退団証明書を添付する必要があります。申請に備えてご本人で退団証明書の発行を最終所属球団に求めてください。（海外プロ出身者は退団証明書不要）
- ・【留意事項】
 - 退団証明書の有効期間は発行日から3ヶ月です □ すでに球団が消滅した場合には、継承球団が証明書の発行を行います。継承球団がない場合には、NPBまたは独立リーグにお問合せください □ NPBと独立リーグの両方に所属した方で、独立リーグが最終球団の場合は、独立リーグの球団から証明書を取得してください